

京都市訓令甲第29号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表環境政策局の款循環型社会推進部の項循環企画課の目中「循環企画課」を「ごみ減量推進課」に改め、同項生活環境美化センターの目中

「

車両整備業務、し尿収集業務、不法投棄に係る廃棄物の収集業務又は公衆便所巡視業務に従事する職員	午前8時から午後4時45分まで
その他の職員	一般職員に同じ

を

「

全 員	午前8時から午後4時45分まで
-----	-----------------

に改める。

別表行財政局の款総務部の項庁舎管理課の目中

「

警備員（警備長及び副警備長を除く。）	交替に 午前8時から午後5時まで	午後5時までの勤務については1時間15分 午前8時ま	4週間を通じて8日
--------------------	---------------------	-------------------------------	-----------

を

	午前8時から翌日の午前8時まで	での勤務については8時間30分
--	-----------------	-----------------

警備長及び副警備長	午前8時から午後5時まで	1時間15分	一般職員に同じ
その他の警備員			4週間を通じて8日

に改める。

別表総合企画局の款政策企画室の項中「政策企画室」を「総合政策室」に改める。

別表文化市民局の款文化芸術都市推進室の項を次のように改める。

地域自治推進室		地下鉄四条駅証明書発行コーナー、地下鉄竹田駅証明書発行コーナー、地下鉄山科駅証明書発行コーナー、地下鉄北大路駅証明書発行コーナー及び阪急桂駅証明書発行コーナーに勤務する職員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前10時15分から午後7時まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
文化芸術都市推進室	美術館	全 員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	4週間を通じて8日並びに1月1日、同月2日及び12月29日から同月

				31日まで
動物園	全 員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	4週間を通じて8日
元離宮 二条城 事務所	全 員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

別表産業観光局の款中

商工部	産業総務課	産業戦略部	産業政策課	
	中央卸売市場第一市場		商工部	中央卸売市場第一市場
	中央卸売市場第二市場		中央卸売市場第二市場	

を

に、

交替に

午前5時から午後1時45分まで。ただし、土曜日は、午前8時30分まで

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日は、正午まで

を

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日は、正午まで

に改める。

別表保健福祉局の款子育て支援部の項児童福祉センターの目の次に次の1目を加える。

保育課	専ら保育所の廃止に伴う引継ぎに係る業務に従事する保育士	交替に 午前7時から午後3時45分まで 午前7時15分から午後4時まで 午前7時30分から午後4時15分まで 午前7時45分から午後4時30分まで 午前8時から午後4時45分まで 午前8時15分から午後5時まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時45分から午後5時30分まで 午前9時から午後5時45分まで 午前9時15分から午後6時まで 午前9時30分から午後6時15分まで 午前9時45分から午後6時30分まで 午前10時から午後6時45分まで 午前10時15分から午後7時まで	一般職員に同じ	日曜日, 4週間を通じて4日, 祝日法による休日並びに1月2日, 同月3日及び12月29日から同月31日まで
-----	-----------------------------	---	---------	--

		午前10時30分から 午後7時15分まで		
--	--	-------------------------	--	--

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)